大崎上島町

令和 8 年 2 月 27 日

投票立会人報酬の誤入金について

町では、第 27 回参議院議員通常選挙期日前投票に係る投票立会人報酬の支給を、誤って別人に入金したことが判明しました。

本件を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、より厳正な確認体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和 8 年 2 月 10 日、町民から「町から覚えのない報酬が振り込まれている」旨の連絡がありました。報酬支給に係る事務処理において、担当係で支給内容の確認を行っていたところ、支給対象者ではなく、同姓同名の別の方に 10,567 円を支払っていたことが発覚しました。

このことから、誤入金した方へ説明及び謝罪を行い、投票立会人報酬の返金をお願いするとともに、本来の支給対象者に説明及び謝罪を行い、投票立会人報酬のお支払い手続きを進めています。

2 原因

本件は、投票立会人報酬の支払処理において、支給対象者を選択する際に同姓同名の別の方を誤って支給対象者として選択していたことに起因し、担当者からの起案及び決裁の過程において、支給対象者の氏名及び住所の確認が不十分でした。

3 再発防止

今後、投票立会人報酬の支給について、まず担当が支給対象者の氏名及び住所等の確認を行うことに加え、照合できる一覧表等により係員が複数体制で再確認等を行います。

また、口座登録（債権者登録）の際に、同姓同名の方等については、氏名の前に地区名等記載し、選択時にわかりやすいように表記を行うことで登録誤りの再発防止を徹底します。